

(保険医療機関用)

**医療費助成の取扱いの変更について
(医科・歯科)**

平成 2 0 年 3 月

大阪府健康福祉部国民健康保険課

福祉医療グループ

(問い合わせ先)

大阪府健康福祉部国民健康保険課福祉医療グループ

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

TEL 06-6944-6683 (直通)

E-mail kokuho-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

目 次

頁

1. 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)制度

| | | |
|-------------------------------|-------|---|
| (1) 医療証 | | |
| 医療証の取扱い | | 2 |
| 医療証の様式 | | 3 |
| (2) 法別番号 | | |
| 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)の対象となる資格要件 | | 4 |
| 法別番号の区分 | | 5 |
| (3) 請求事務の取扱い変更 | | |
| 「公費との併用明細書」(請求事務の一本化)への移行時期 | | 6 |
| 平成20年3月診療分以前の請求事務 | | 6 |
| 平成20年3月診療分以前の過誤調整等の精算 | | 6 |
| (4) 請求書の記載方法 | | |
| 請求書に記載する法別番号 | | 7 |

2. 医療保険分に係る医療費助成の請求事務

| | | |
|-----------------------------|---|----------|
| (1) 請求事務の取扱い変更 | | |
| 「公費との併用明細書」(請求事務の一本化)への移行時期 | | 8 |
| 平成20年3月診療分以前の請求事務 | | 8 |
| (2) 請求書の記載方法 | | 8 |
| 平成20年4月以降の老人医療費助成の概要 | | |
| 資料 | 「平成20年4月以降の老人医療費助成の概要」 | 10 |
| 資料1 | 「老人医療費助成(経過措置) < > の取扱い」 | 12 |
| 資料2 | 「老人医療(一部負担金相当額等一部助成)と老人医療費助成(経過措置)の2つの医療費助成の対象者 < > の取扱い」 | 14 |
| 資料3 | 「【65歳～69歳(後期高齢者医療制度の者は除く)】 老人医療(一部負担金相当額等一部助成) < > の取扱い」 | 16 |
| 資料4 | 「【70歳～74歳(後期高齢者医療制度の者は除く)】 老人医療(一部負担金相当額等一部助成) < > の取扱い」 | 18 |
| 資料5 | 「【後期高齢者医療制度】 老人医療(一部負担金相当額等一部助成) < > の取扱い」 | 20 |

1. 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)制度

【法別番号 87・88・89・90】

平成20年4月診療分から、大阪府独自の医療費助成である「一部負担金相当額等一部助成」(65歳以上で一定の要件に該当する方が対象)の証の取扱い及び請求方法などについて変更します。

主な変更内容

- ・ **証明書**「一部負担金相当額等一部助成」から**医療証**「老人医療(一部負担金相当額等一部助成)」に変更。
- ・ 一部負担金相当額等一部助成に**法別番号を附与**。
- ・ 大阪府独自の請求様式による請求から「**公費との併用明細書**」(**請求事務の一本化**)に請求方法を変更。

(1) 医療証

老人医療証【41】と一部負担金相当額等一部助成証明書を統合し、**老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証**に変更します。

医療証の取扱い

本助成制度を適用するためには医療証等の提示が必要となりますが、年齢などにより提示される証の種類が下記のとおり変わります。

この証の変更は、医療証の取扱いの変更であり、助成内容について変更ありません。

| | 現 在 | | | | | 平成20年4月以降 | | | |
|---------------|-------|--------|-----------------|----------|----------|-----------|--------|----------------|----------------|
| | 被保険者証 | 高齢受給者証 | (老人保健)医療受給者証 27 | 老人医療証 41 | 一部負担金証明書 | 被保険者証 | 高齢受給者証 | (後期高齢者医療)被保険者証 | 一部負担金医療証 87～90 |
| 65歳～69歳 | | | | | | | | | |
| 70歳～74歳 | | | | | | | | | |
| 後期高齢者医療(老人保健) | | | | | | | | | |

ただし、平成21年10月まで老人医療(一部負担金相当額等一部助成)対象者【87・88・89・90】でありかつ老人医療費助成【41】の対象の方が一部存在します。

医療証の様式

証明書「一部負担金相当額等一部助成」から**医療証**「老人医療(一部負担金相当額等一部助成)」に変更します。

また、医療証の色は「空」(青色)、「黄」の2色とします。

なお、平成20年4月から7月までは「空」、平成20年8月から翌年7月までは「黄」とし、それ以降は「空」「黄」の順で原則1年ごとに変更となります。

(現 行)

(平成20年4月以降)

この証明書は、大阪府以外では使えません。

一部負担金相当額等一部助成

証 明 書

| | | | | |
|--------------|------------|----------------|-----|--|
| 対象者 | 居住地 | 大阪府 | | |
| | ふりがな | | | |
| | 氏名 | | | |
| | 生年月日 | 明治・大正・昭和 年 月 日 | 男・女 | |
| 有効期間 | 平成 年 月 日から | 平成 年 月 日まで | | |
| 発行機関名 及び印 | 大阪府 | | | |
| 交付年月日 | 平成 年 月 日 | | | |

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)

医 療 証

| | | | | | | | | | |
|--------------|------------|----------------|-----|--|--|--|--|--|--|
| 公費負担者番号 | 8 | 7 | | | | | | | |
| 受給者番号 | | | | | | | | | |
| 対象者 | 住所 | 大阪府 | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | |
| | 生年月日 | 明治・大正・昭和 年 月 日 | 男・女 | | | | | | |
| 有効期間 | 平成 年 月 日から | 平成 年 月 日まで | | | | | | | |
| 発行機関名 及び印 | 大阪府 | | | | | | | | |
| 交付年月日 | 平成 年 月 日 | | | | | | | | |

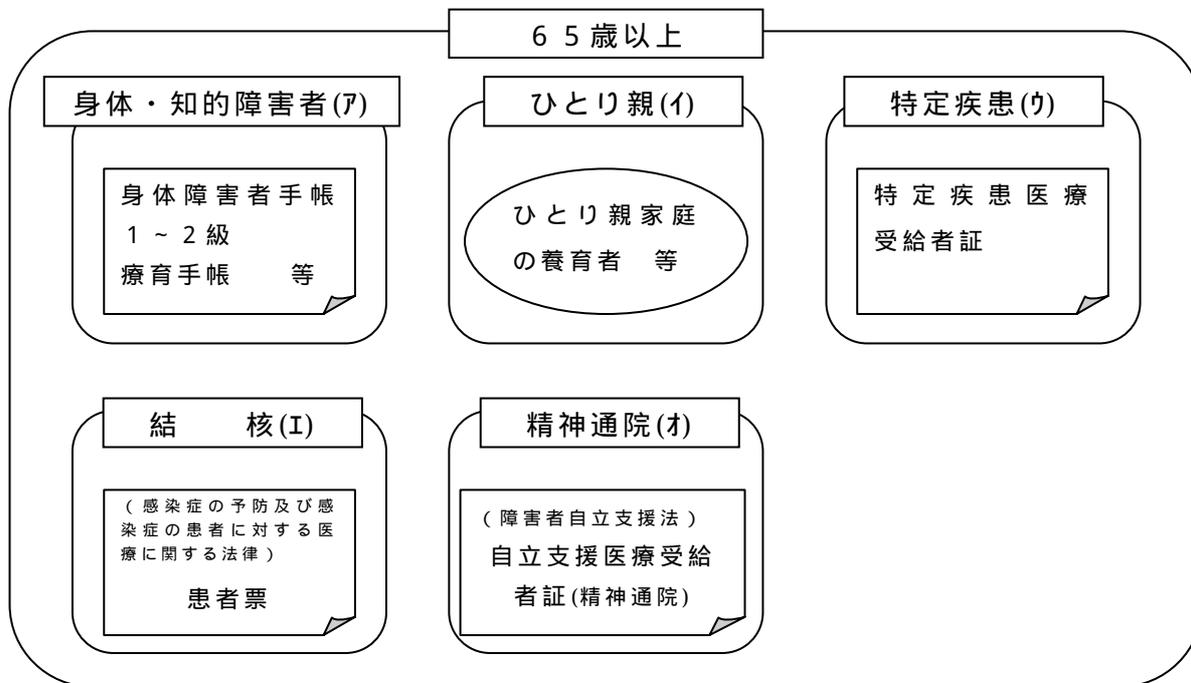
この医療証は、大阪府以外では使えません。

公費負担者番号については、次頁以降記載のとおり【87】【88】【89】【90】の4種類があります。

(2) 法別番号

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)の対象となる**資格要件ごとに法別番号を附与**し【87】【88】【89】【90】の4番号とします。

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)の対象となる資格要件(変更ありません)



次の(ア)から(オ)に該当する者

- (ア) 65歳以上の者でかつ「**身体障害者及び知的障害者医療費助成【法別番号80】**」の**資格要件**に該当する者
- ・ 1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者
 - ・ 知的障害の程度が重度の者
 - ・ 知的障害の程度が中度の者であって、身体障害者手帳を所持する者
- (イ) 65歳以上の者でかつ「**ひとり親家庭医療費助成【法別番号82、83】**」の**資格要件**に該当する者
- ・ 18歳に到達した年度の末日までの子と、その子を監護するひとり親家庭の親(親に代わる養育者を含む)
- (ウ) 65歳以上の者でかつ**特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に規定する疾患【法別番号51】**を有する者
- (エ) 65歳以上の者でかつ**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく結核に係る医療【法別番号10】**を受けている者
- (オ) 65歳以上の者でかつ**障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号に基づく精神通院医療【法別番号21】**を受けている者

上記の助成にはそれぞれの資格要件ごとに一定の所得制限があります。

法別番号の区分

| 法別番号 | 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)の対象となる 資格要件 | |
|-----------|--|---|
| 87 | 65歳以上の者でかつ「身体障害者及び知的障害者医療費助成【法別番号80】」の資格要件に該当する者 (前頁(ア)に該当するもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者 ・知的障害の程度が重度の者 ・知的障害の程度が中度の者であって、身体障害者手帳を所持する者 |
| 87 | 65歳以上の者でかつ「ひとり親家庭医療費助成【法別番号82、83】」の資格要件に該当する者 (前頁(イ)に該当するもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・18歳に到達した年度の末日までの子と、その子を監護するひとり親家庭の親(親に代わる養育者を含む) |
| 88 | 65歳以上の者でかつ特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に規定する疾患【法別番号51】を有する者 (前頁(ウ)に該当するもの) | |
| 89 | 65歳以上の者でかつ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく結核に係る医療【法別番号10】を受けている者 (前頁(エ)に該当するもの) | |
| 90 () | 65歳以上の者でかつ障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号に基づく精神通院医療【法別番号21】を受けている者 (前頁(オ)に該当するもの) | |

() 法別番号【90】の資格要件

精神通院医療を受けている者とは、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療(入院外医療)を受けている者をいう。

よって、「自立支援医療受給者証(精神通院)」を所持している者が、精神病棟に任意入院等している場合は、たとえ「自立支援医療受給者証(精神通院)」を所持していても、老人医療(一部負担金相当額等一部助成)には該当しないものである。

(3) 請求事務の取扱い変更

平成20年4月診療分から従来の別様式「一部負担金相当額等一部助成費請求書」による請求を廃止し、「**公費との併用明細書**」(請求事務の一本化)に請求方法を変更します。

また、**平成20年3月診療分以前**の請求は、現行どおり、別様式「**一部負担金相当額等一部助成請求書**」により請求してください。

なお、詳細な取扱いについては下記のとおりです。

「公費との併用明細書」(請求事務の一本化)への移行時期

平成20年4月診療分に係る請求から移行します。

また、提出先は、医療保険分については、大阪府社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」とする)へ、国民健康保険(組合)及び後期高齢者医療制度分は、大阪府国民健康保険連合会(以下、「国保連合会」とする)とします。

なお、平成20年4月診療分以降の医療費助成の請求を、現行の別様式「一部負担金相当額等一部助成請求書」で行われたときは、原則、診療報酬明細書と同様に返戻扱いとします。

平成20年3月診療分以前の請求事務

現行の別様式「一部負担金相当額等一部助成請求書」により、従来どおり国保連合会へ請求書を提出してください。

なお、平成20年3月診療分以前の請求は速やかに提出していただきますようお願いいたします。

平成20年3月診療分以前の過誤調整等の精算

記載誤り等の誤請求があった場合、精算に係る通知及び納入通知書を市町村から送付しますので、その納入通知書により精算をお願いします。

なお、次月以降の請求書(別様式)において誤請求分を精算することが出来る場合であっても市町村から送付のあった納入通知書により精算をお願いします。

現行は、資格喪失等による誤請求があった場合、次月以降の請求書に誤請求分を赤字で記入して精算をお願いしているところですが、平成20年4月以降、老人医療(一部負担金相当額等一部助成)に係る請求事務は「公費との併用明細書」に変更となることから、平成20年5月以降は、赤字請求による精算は困難になるためです。

(4) 請求書の記載方法

平成20年4月診療分以降は、国公費と同様に診療報酬明細書の所定欄に医療証の公費負担者番号、受給者番号を記載し、「**公費との併用明細書**」(**請求事務の一本化**)として審査支払機関へ提出します。

また、老人医療(一部負担金相当額等一部助成)の対象者に係る請求は、法別番号【87】【88】【89】【90】となります。

なお、詳細な請求書の記載については、4月以降お知らせします。

請求書に記載する法別番号

平成20年4月診療分以降は、老人医療(一部負担金相当額等一部助成)の対象者に係る医療費助成は、新たに附与した法別番号【87】【88】【89】【90】の2者併用(1)により請求してください。

なお、老人医療(一部負担金相当額等一部助成)【87】【88】【89】【90】と老人医療費助成【41】(経過措置)の2つの医療費助成の対象者についても平成20年4月診療以降は、法別番号【87】【88】【89】【90】の2者併用(1)により請求してください。

よって、老人医療費助成【41】(経過措置)と老人医療(一部負担金相当額等一部助成)【87】【88】【89】【90】の3者併用(2)による請求はありません。

なお、3者併用(2)で請求が行われたときは、原則、診療報酬明細書を返戻扱いとします。

- (1) 2者併用とは、医療保険(国保、医保、後期高齢者医療)と1種類の公費負担医療との併用請求となる請求明細書のことです(単に、「併用」と呼ばれることもあります)。
- (2) 3者併用とは、医療保険(国保、医保、後期高齢者医療)と異なる2種類の公費負担医療(診療報酬明細書では、公費 、公費 などと記載されています)との併用請求となる請求明細書のことです。

2. 医療保険分に係る医療費助成の請求事務

【法別番号 80】・【法別番号 82・83】・【法別番号 86】

平成20年4月診療分から「医療保険(本人及び家族)」と「大阪府医療費助成」(身体障害者及び知的障害者医療費助成【80】・ひとり親家庭医療費助成【82・83】・乳幼児医療費助成【86】)の対象者に係る請求事務を変更します。

主な変更内容

- ・ 大阪府独自の請求様式(「障親乳医療費請求書(医保本人・家族用)」)による請求から「**公費との併用明細書**」(請求事務の一本化)に請求方法を変更。

なお、「国民健康保険(組合)」と「大阪府医療費助成」の対象者の請求事務は今までどおり変更ありません。

(1) 請求事務の取扱い変更

平成20年4月診療分から別様式「障親乳医療費請求書(医保本人・家族用)」による請求を廃止し、「**公費(身体・知的障害者【80】、ひとり親【82・83】、乳幼児【86】)との併用明細書**」(請求事務の一本化)に請求方法を変更します。

また、平成20年3月診療分以前の請求は現行どおり、別様式「障親乳医療費請求書(医保本人・家族用)」により大阪府国民健康保険連合会(以下、「国保連合会」とする)へ請求してください。

「公費との併用明細書」(請求事務の一本化)への移行時期

平成20年4月診療分に係る請求から移行します。

また、提出先は医療保険分については、大阪府社会保険診療報酬支払基金です。(国民健康保険(組合)分については、現行のとおり国保連合会です。)

なお、平成20年4月診療分以降の医療費助成の請求を、現行の別様式「障親乳医療費請求書(医保本人・家族用)」で行われたときは、原則、診療報酬明細書と同様に返戻扱いとします。

平成20年3月診療分以前の請求事務

現行の別様式「障親乳医療費請求書(医保本人・家族用)」により国保連合会へ請求書を提出してください。

また、平成20年3月診療分以前の医療費助成の請求を「公費との併用明細書」(請求事務の一本化)で行われたときは、原則、診療報酬明細書を返戻扱いとします。

なお、平成20年3月診療分以前の請求は速やかに提出していただきますようお願いします。

(2) 請求書の記載方法

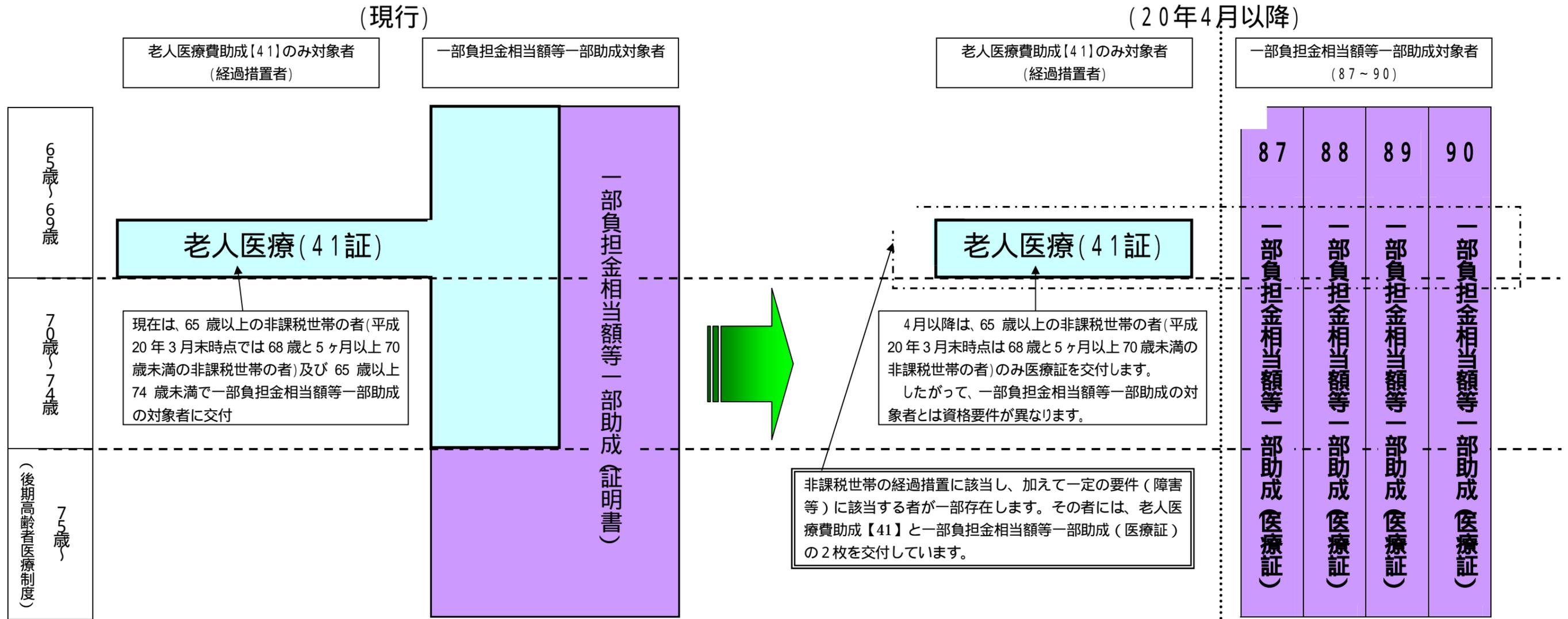
国公費と同様、診療報酬明細書の所定欄に医療証の公費負担者番号、受給者番号を記載し、「公費との併用明細書」として審査支払機関へ提出します。

詳細な記載については、4月以降お知らせします。

平成20年4月以降の老人医療費助成の概要

平成20年4月以降の老人医療費助成の概要

年齢毎に交付する医療証の種類



老人医療費助成【41】経過措置の対象者

平成16年10月までに65歳を超えた非課税世帯の者が70歳に達するまで経過措置として助成を継続している。したがって、それらの者が順次70歳に到達する平成21年10月末で経過措置は終了することとなるが、現在においては、68歳を超えた者の一部と69歳の非課税世帯の者が対象となっている。

上段：交付している医療証等
中段：助成の請求方法
下段：患者の一部自己負担額

| | 現 行 | | 平成20年4月以降 | |
|--------------------------------------|-------|-----------------------------|-----------|---|
| 老人医療費助成【法別番号41】 (12ページを参照してください。) | 医療証等 | ・老人医療医療証【41証】 ・被保険者証 | 医療証等 | 変更はありません。 ・老人医療医療証【41証】 ・被保険者証 |
| | 請求方法 | 老人医療費助成【41】との併用明細書 | 請求方法 | 変更はありません。 老人医療費助成【41】との併用明細書 |
| | 自己負担額 | 医療費の1割相当額(老人保健法と同様の自己負担相当額) | 自己負担額 | 変更はありません。 医療費の1割相当額(老人保健法と同様の自己負担相当額) |

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)【87～90】の対象者

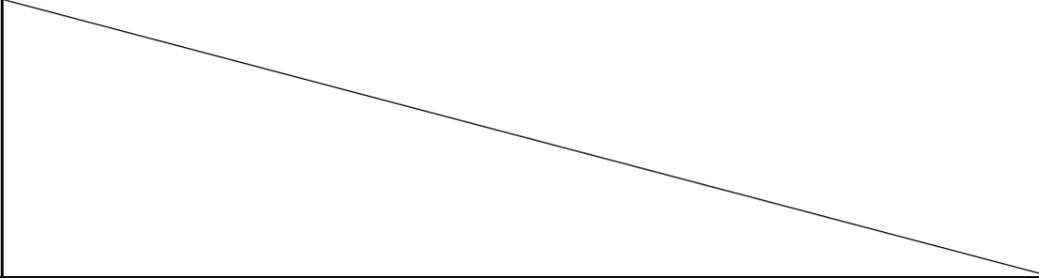
65歳以上で一定の要件に該当する者が対象

上段：交付している医療証等

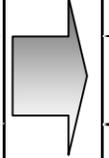
中段：助成の請求方法

下段：患者の一部自己負担額

・65歳～69歳の対象者(後期高齢者医療制度の者は除く)

| | | 現 行 | | 平成20年4月以降 | |
|--|---|---|---|-----------|--|
| 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)と老人医療費助成 (14ページを参照してください。) | 医療証等 | <ul style="list-style-type: none"> 老人医療医療証【41証】 一部負担金相当額等一部助成証明書 被保険者証 |  | 医療証等 | <ul style="list-style-type: none"> 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証【87証～90証】 被保険者証 老人医療医療証【41証】 |
| | 請求方法 | <ul style="list-style-type: none"> 老人医療費助成【41】との併用明細書 一部負担金相当額等一部助成請求書 | | 請求方法 | 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)【87～90】との併用明細書 |
| | 自己負担額 | 老人医療費助成後の自己負担相当額と500円と比べて低い額。なお、1医療機関につき入院、通院ごとに月2回の負担。 | | 自己負担額 | <p>変更はありません。</p> <p>老人医療費助成後の自己負担相当額と500円と比べて低い額。 なお、1医療機関につき入院、通院ごとに月2回の負担。</p> |
| 老人医療(一部負担金相当額等一部助成) (16ページを参照してください。) |  | | | 医療証等 | <ul style="list-style-type: none"> 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証【87証～90証】 被保険者証 |
| | | | | 請求方法 | 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)【87～90】との併用明細書 |
| | | | | 自己負担額 | <p>医療費の自己負担相当額と500円と比べて低い額。 なお、1医療機関につき入院、通院ごとに月2回の負担。</p> |

・70歳～74歳の対象者(後期高齢者医療制度の対象者は除く)

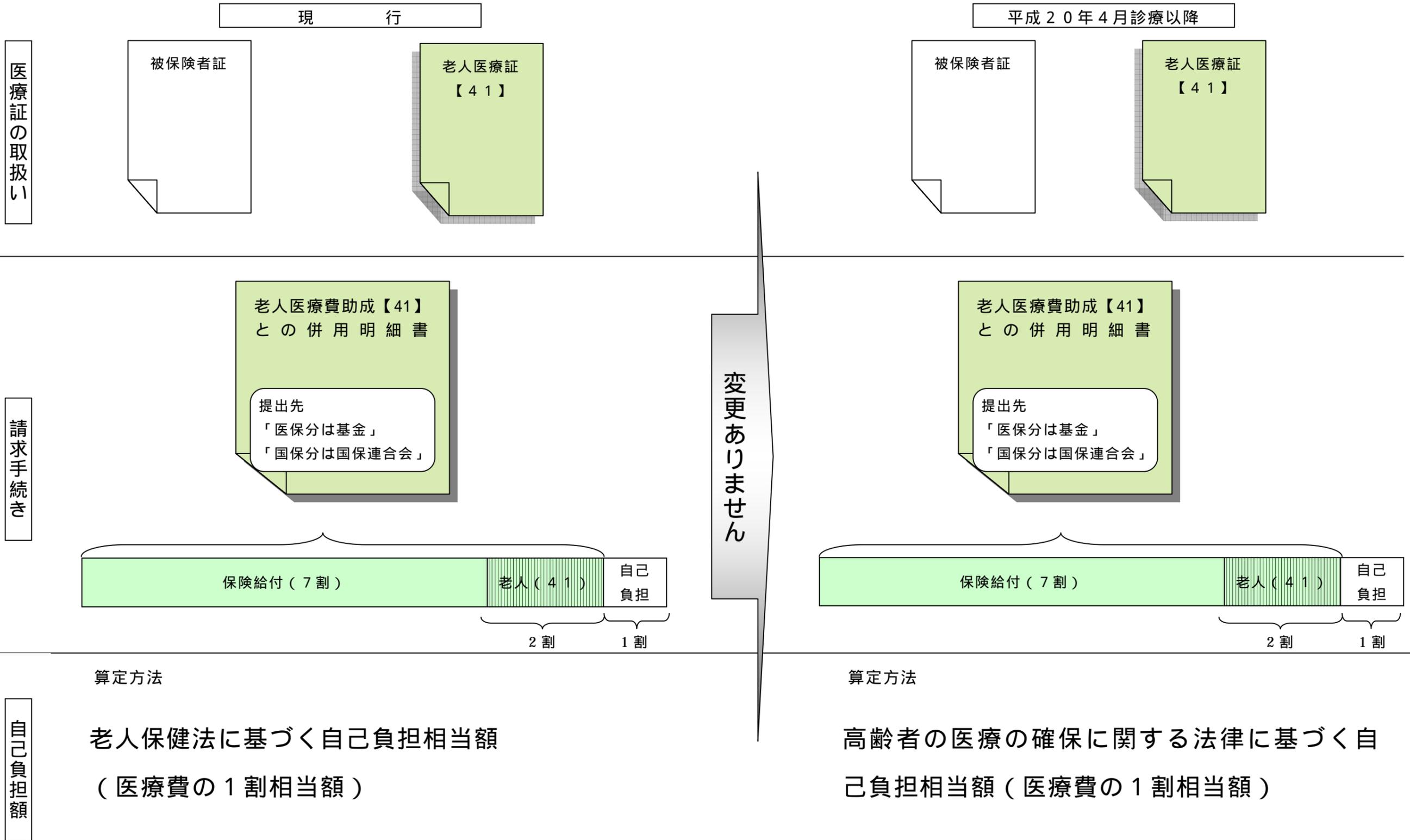
| | | | | | |
|--|-------|---|---|-------|--|
| 老人医療(一部負担金相当額等助成) (18ページを参照してください。) | 医療証等 | <ul style="list-style-type: none"> 老人医療医療証【41証】 一部負担金相当額等一部助成証明書 被保険者証 高齢受給者証 |  | 医療証等 | <ul style="list-style-type: none"> 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証【87証～90証】 被保険者証 高齢受給者証 |
| | 請求方法 | 一部負担金相当額等一部助成請求書 | | 請求方法 | 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)【87～90】との併用明細書 |
| | 自己負担額 | 医療費の自己負担相当額と500円と比べて低い額。 なお、1医療機関につき入院、通院ごとに月2回の負担。 | | 自己負担額 | <p>変更はありません。</p> <p>医療費の自己負担相当額と500円と比べて低い額。 なお、1医療機関につき入院、通院ごとに月2回の負担。</p> |

・後期高齢者医療制度の対象者

| | | | | | |
|--|-------|--|---|-------|---|
| 老人医療(一部負担金相当額等助成) (20ページを参照してください。) | 医療証等 | <ul style="list-style-type: none"> 一部負担金相当額等一部助成証明書 被保険者証 (老人保健法)医療受給者証 |  | 医療証等 | <ul style="list-style-type: none"> 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証【87証～90証】 (後期高齢者医療制度)被保険者証 |
| | 請求方法 | 一部負担金相当額等一部助成請求書 | | 請求方法 | 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)【87～90】との併用明細書 |
| | 自己負担額 | 医療費の自己負担相当額と500円と比べて低い額。 なお、1医療機関につき入院、通院ごとに月2回の負担。 | | 自己負担額 | <p>変更はありません。</p> <p>医療費の自己負担相当額と500円と比べて低い額。 なお、1医療機関につき入院、通院ごとに月2回の負担。</p> |

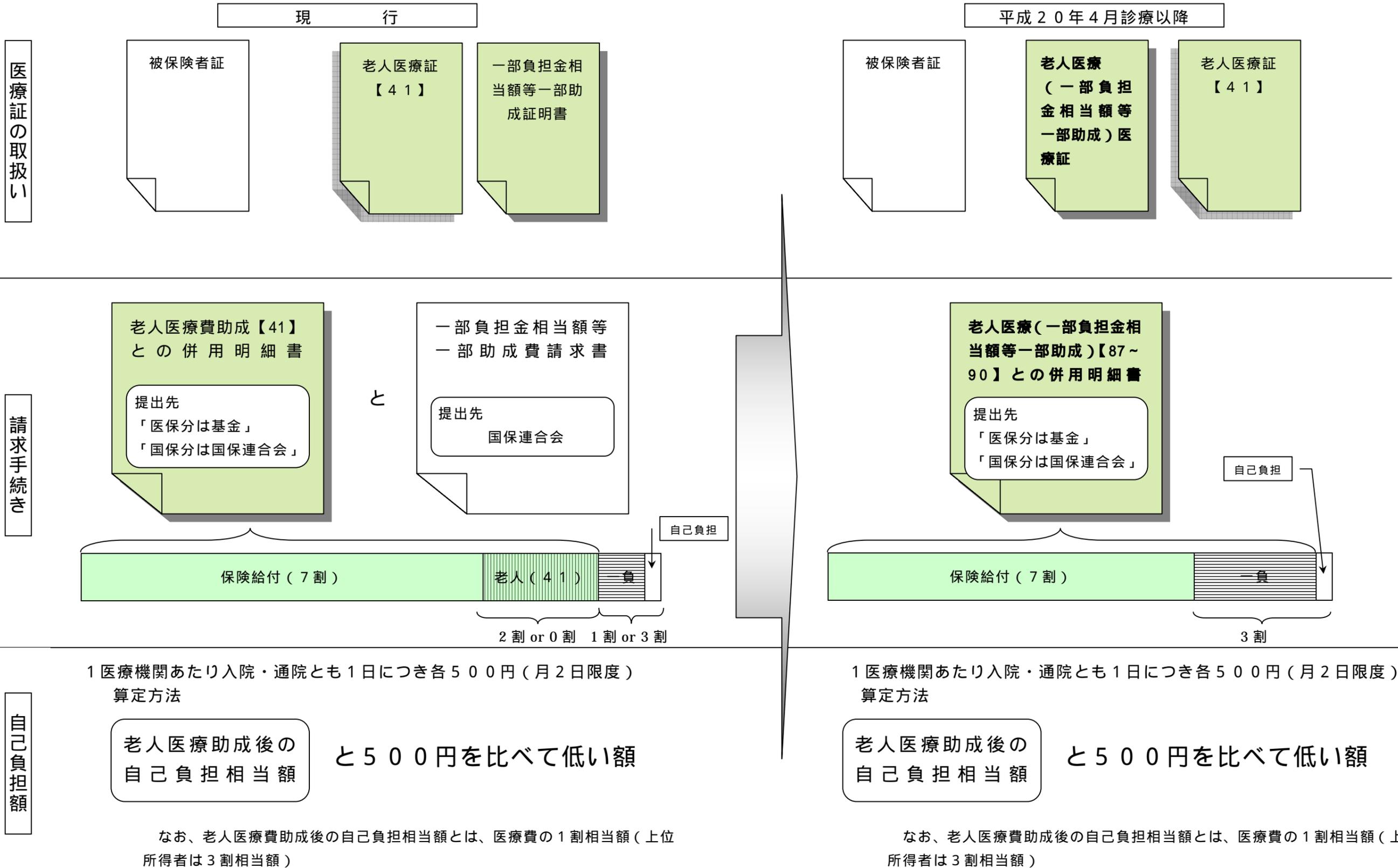
(資料1) 老人医療費助成(経過措置) < > の取扱い

平成20年4月以降も取扱いについては変更ありません。



| | | 現行 | 平成20年4月診療以降 |
|------------|--------|--|---|
| 医療証の取扱い | | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・老人医療証【41】 | 変更ありません <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・老人医療証【41】 経過措置は平成21年10月末で終了します。 |
| 請求手続き | 請求事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療費助成【41】は、「老人医療費助成【41】との併用明細書」を医保分については支払基金へ、また国保分は国保連合会へ提出。 | 変更ありません <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療費助成【41】は、「老人医療費助成【41】との併用明細書」を医保分については支払基金へ、また国保分は国保連合会へ提出。 |
| | 給付（助成） | <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 7割給付 ・老人医療費助成【41】 2割助成 | 変更ありません <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 7割給付 ・老人医療費助成【41】 2割助成 |
| 自己負担額の算定方法 | | 老人保健法に基づく自己負担相当額（医療費の1割相当額） | 変更ありません 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく自己負担相当額（医療費の1割相当額） 「老人保健法」 「高齢者の医療の確保に関する法律」 |

(資料2) 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)と老人医療費助成(経過措置)の2つの医療費助成の対象者< >の取扱い



| | | 現行 | 平成20年4月診療以降 |
|------------|--------|---|--|
| 医療証の取扱い | | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・老人医療証【41】 ・一部負担金相当額等一部助成証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証 【87】・【88】・【89】・【90】 ・老人医療証【41】 |
| 請求手続き | 請求事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療費助成【41】は、「老人医療費助成【41】との併用明細書」を医保分については支払基金へ、また国保分は国保連合会へ提出。 ・一部負担金相当額等一部助成は、別様式「一部負担金相当額等一部助成請求書」を国保連合会へ提出。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月診療分からは「老人医療(一部負担金相当額等一部助成)【87】・【88】・【89】・【90】との併用明細書」を医保分は支払基金へ、また国保分は国保連合会へ提出。 なお、別様式「一部負担金相当額等一部助成請求書」による請求は廃止します。(詳細な取扱いは6、7頁を参照してください。) <p>老人医療費助成【41】と老人医療(一部負担金相当額等一部助成)【87・88・89・90】の併用明細書による請求はありません。</p> |
| | 給付(助成) | <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 7割給付 ・老人医療費助成【41】 原則2割助成(上位所得対象者 助成なし) ・一部負担金相当額等一部助成 原則1割助成(上位所得対象者 3割助成) | <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 7割給付 ・老人医療(一部負担金相当額等一部助成) 【87】・【88】・【89】・【90】 3割助成(下記「自己負担額」を除く) |
| 自己負担額の算定方法 | | 老人医療費助成後の自己負担相当額(医療費の1割相当額(ただし、上位所得者は3割負担相当額))と500円を比べて低い額 1医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円(月2日限度)。 | 変更ありません 老人医療費助成後の自己負担相当額(医療費の1割相当額(ただし、上位所得者は3割負担相当額))と500円を比べて低い額 1医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円(月2日限度)。 |

(資料3)【65歳～69歳(後期高齢者医療制度の者は除く)】老人医療(一部負担金相当額等一部助成) < > の取扱い

医療証の取扱い

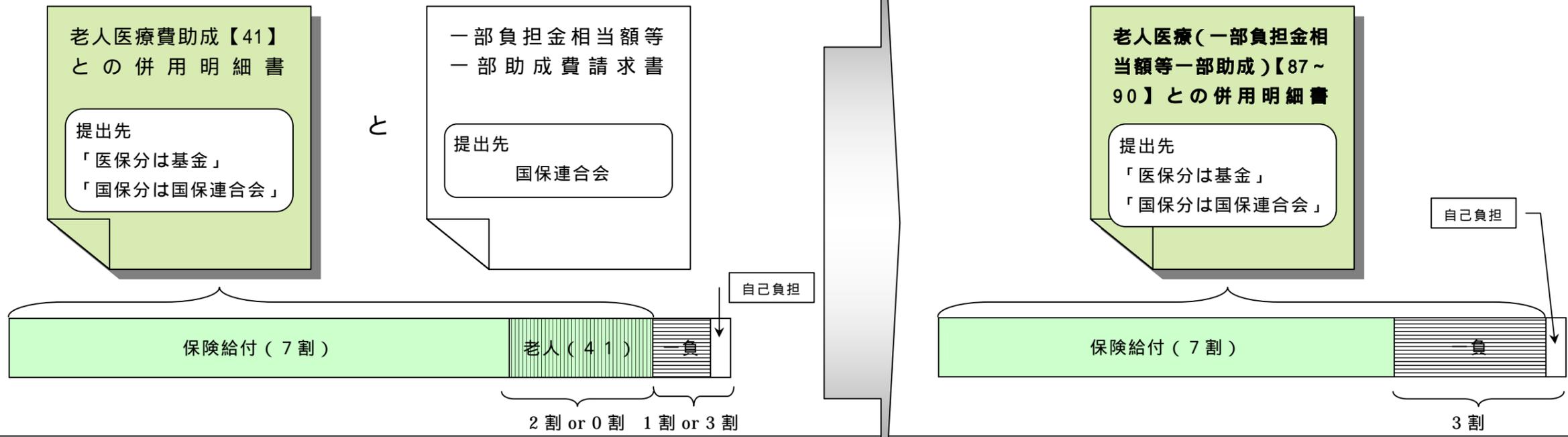
現 行



平成20年4月診療以降



請求手続き



自己負担額

1 医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円(月2日限度)
算定方法

老人医療助成後の
自己負担相当額

と500円を比べて低い額

なお、老人医療費助成後の自己負担相当額とは、医療費の1割相当額(上位所得者は3割相当額)

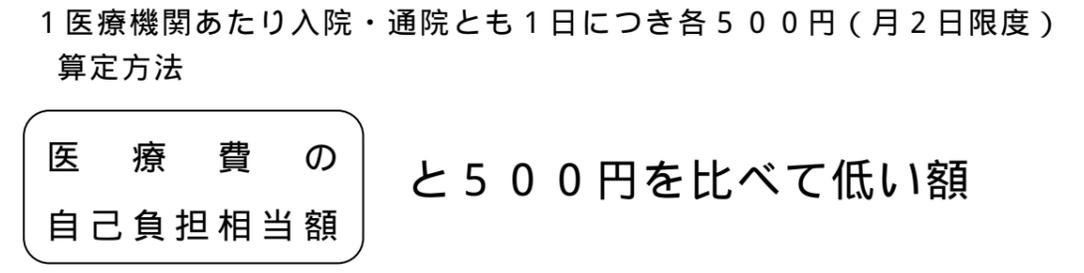
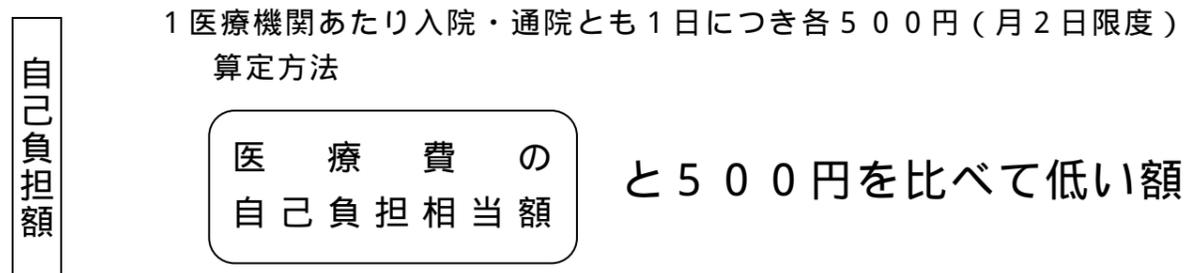
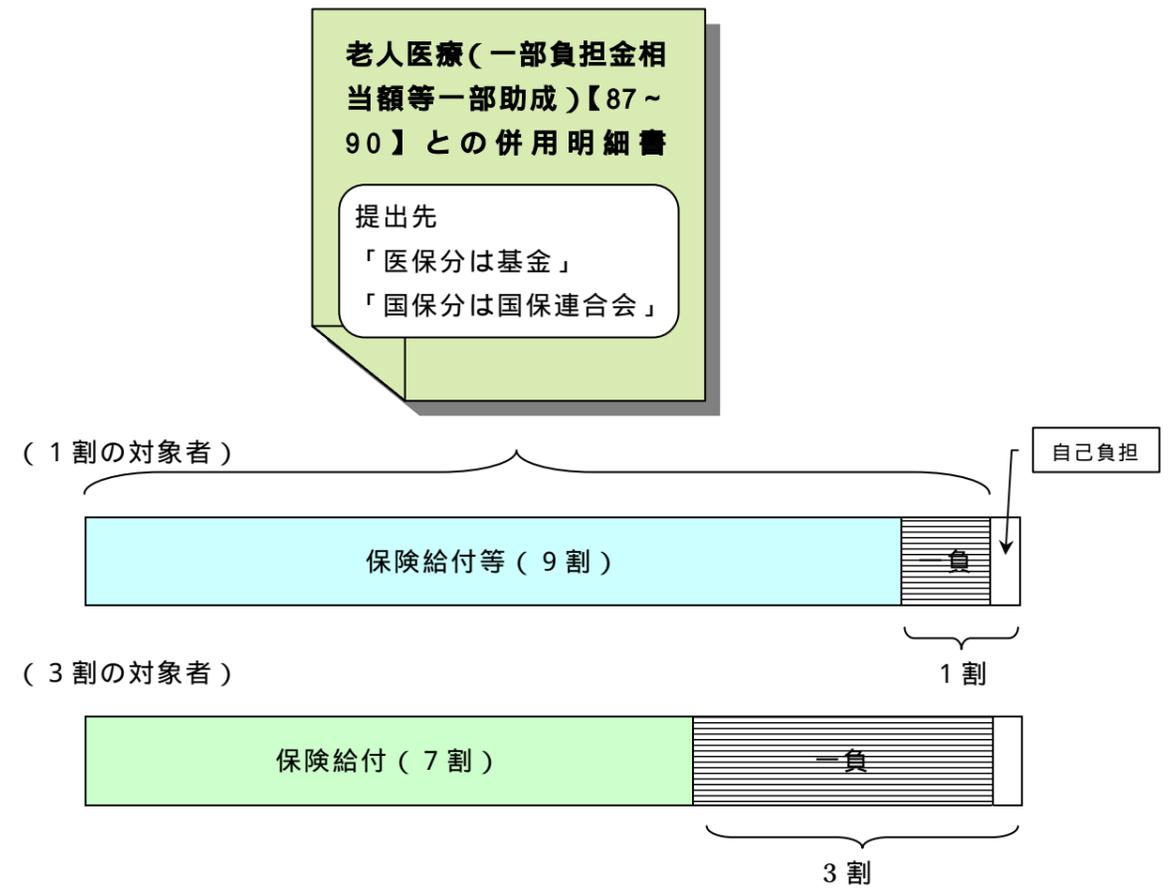
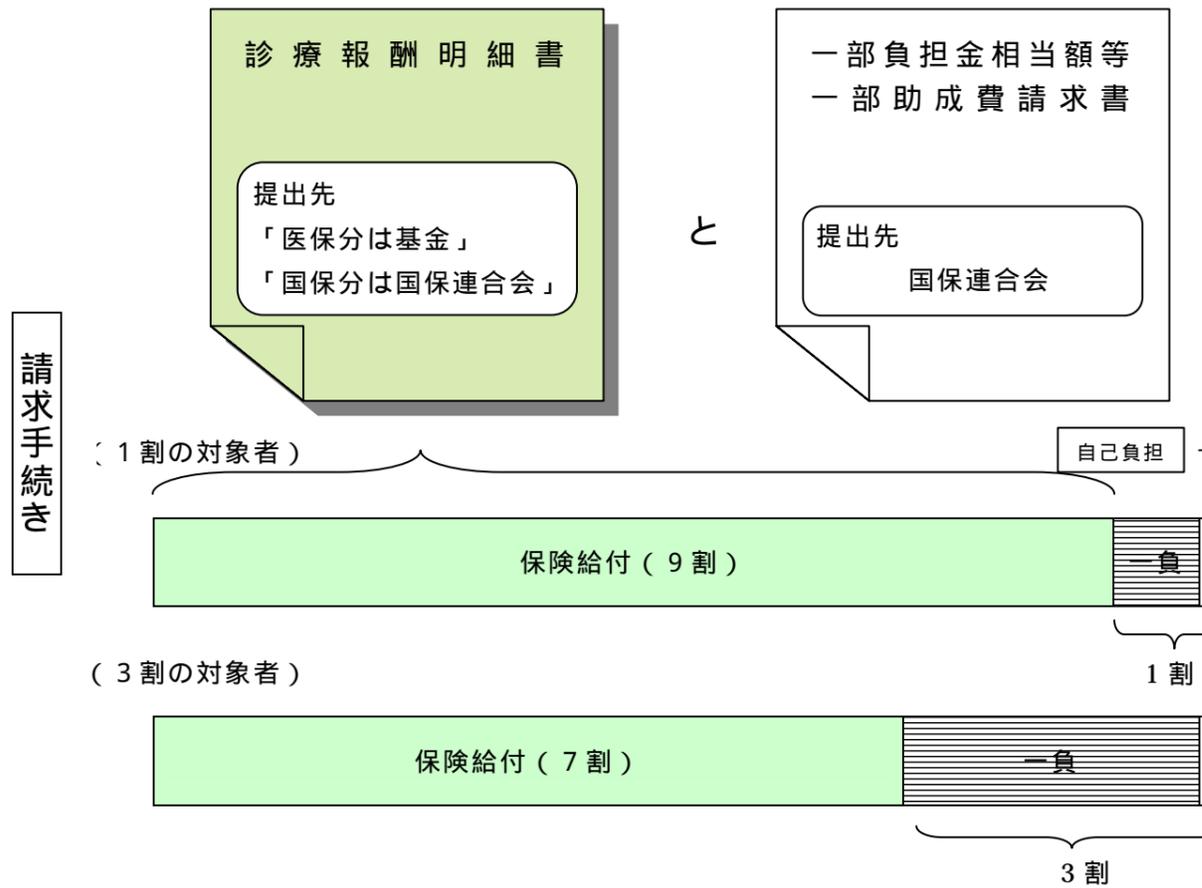
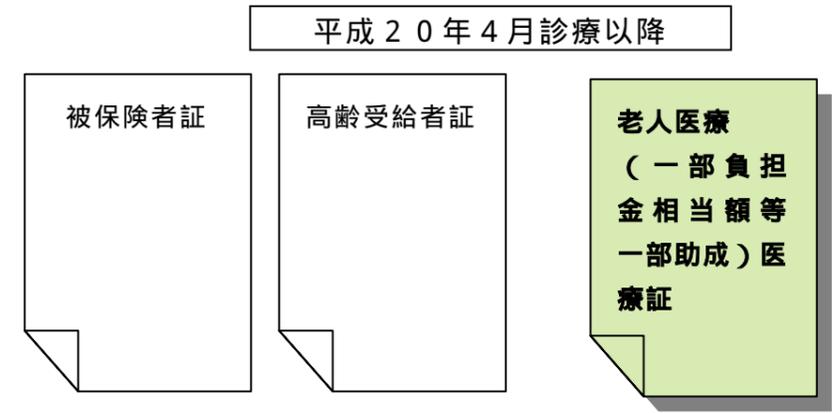
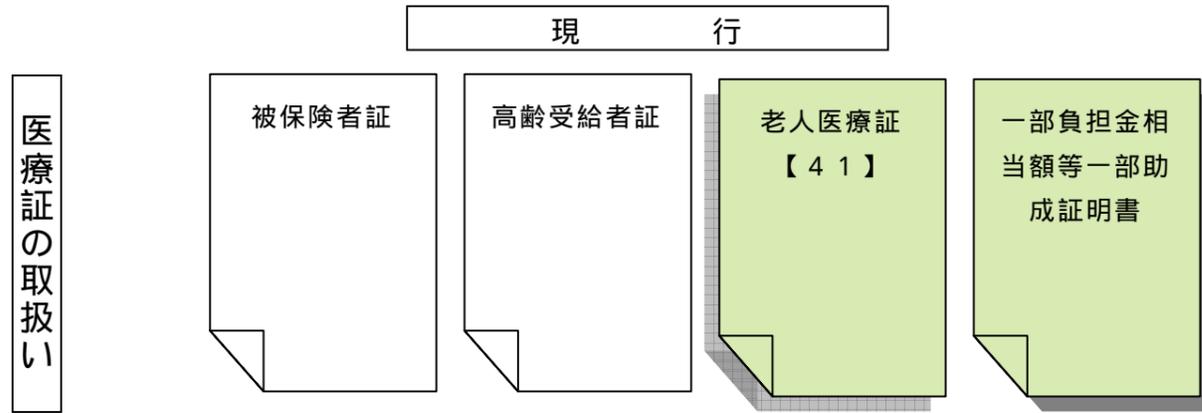
1 医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円(月2日限度)
算定方法

医療費の
自己負担相当額

と500円を比べて低い額

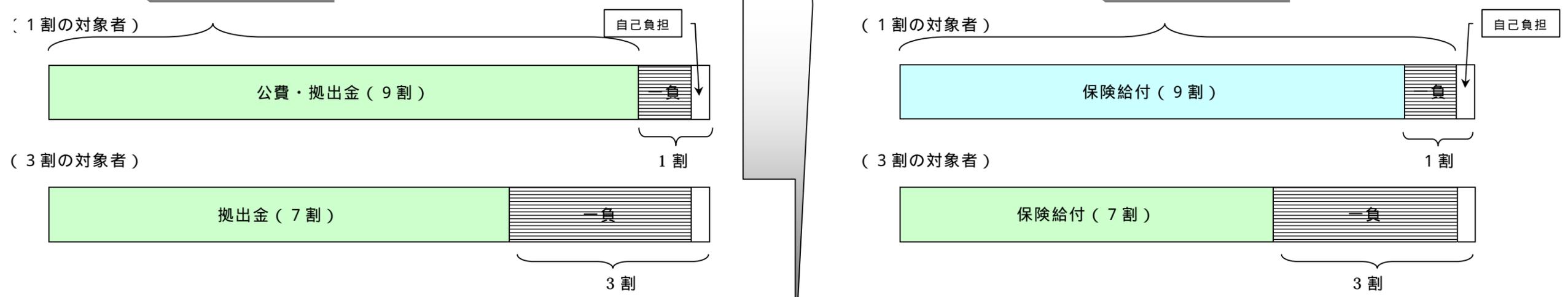
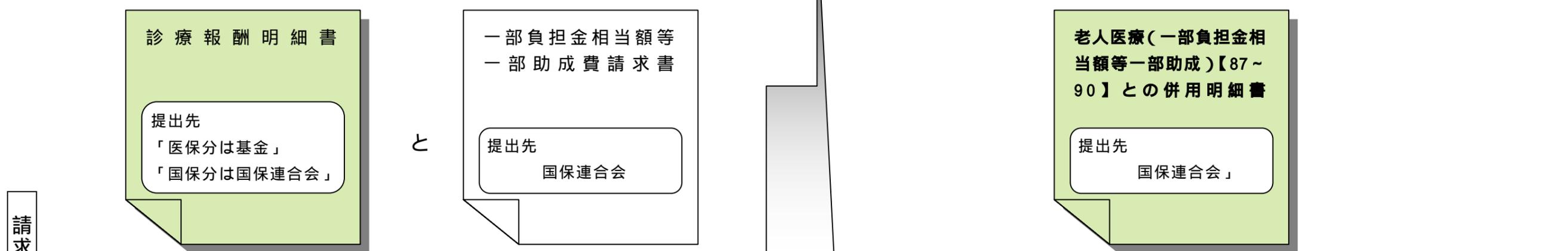
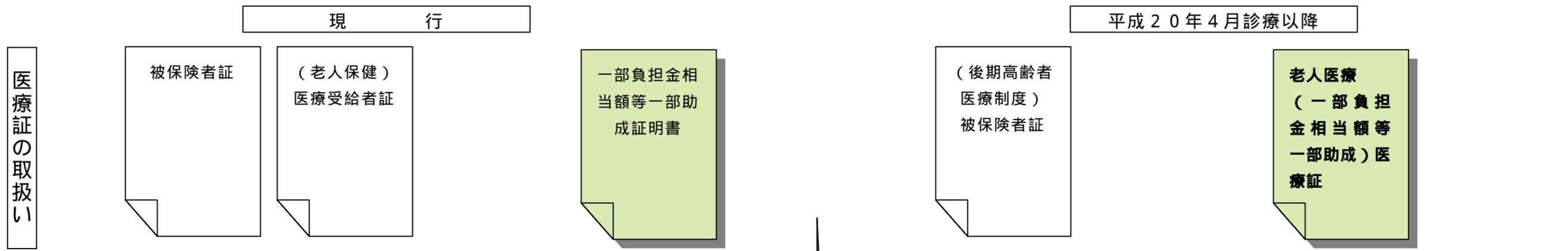
| | | 現行 | 平成20年4月診療以降 |
|------------|--------|---|--|
| 医療証の取扱い | | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・老人医療証【41】 ・一部負担金相当額等一部助成証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証 【87】・【88】・【89】・【90】 |
| 請求手続き | 請求事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療費助成【41】は、「老人医療費助成【41】との併用明細書」を医保分については支払基金へ、また国保分は国保連合会へ提出。 ・一部負担金相当額等一部助成は、別様式「一部負担金相当額等一部助成請求書」を国保連合会へ提出。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月診療分からは「老人医療（一部負担金相当額等一部助成）【87】・【88】・【89】・【90】との併用明細書」を医保分は支払基金へ、また国保分は国保連合会へ提出。 なお、別様式「一部負担金相当額等一部助成請求書」による請求は廃止します。（詳細な取扱いは6、7頁を参照してください。） |
| | 給付（助成） | <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 7割給付 ・老人医療費助成【41】 原則2割助成（上位所得対象者 助成なし） ・一部負担金相当額等一部助成 原則1割助成（上位所得対象者 3割助成） | <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 7割給付 ・老人医療（一部負担金相当額等一部助成） 【87】・【88】・【89】・【90】 3割助成（下記「自己負担額」を除く） |
| 自己負担額の算定方法 | | <p>老人医療費助成後の自己負担相当額（医療費の1割相当額（ただし、上位所得者は3割負担相当額）と500円を比べて低い額 1医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円（月2日限度）。</p> | <p>医療費の自己負担相当額（医療費の3割相当額）と500円を比べて低い額。 1医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円（月2日限度）は変更ありません。</p> |

(資料4)【70歳～74歳(後期高齢者医療制度の者は除く)】老人医療(一部負担金相当額等一部助成) < > の取扱い



| | | 現行 | 平成20年4月診療以降 |
|------------|---|--|--|
| 請求手続き | 医療証の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・高齢受給者証 ・老人医療証【41】 ・一部負担金相当額等一部助成証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・高齢受給者証 ・老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証 【87】・【88】・【89】・【90】 |
| | 請求事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・単独の診療報酬明細書により医療保険を請求。 なお、医保分は支払基金へ、また国保分は国保連合会へ提出。 ・一部負担金相当額等一部助成は、別様式「一部負担金相当額等一部助成請求書」を国保連合会へ提出。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月診療分からは「老人医療（一部負担金相当額等一部助成）【87】・【88】・【89】・【90】との併用明細書」を、医保分は支払基金へ、また国保分は国保連合会へ提出。 なお、別様式「一部負担金相当額等一部助成請求書」による請求は廃止します。（詳細な取扱いは6、7頁を参照してください。） |
| 給付（助成） | <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 原則9割給付（上位所得対象者 7割給付） ・一部負担金相当額等一部助成 原則1割助成（上位所得対象者 3割助成） | <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付等 原則9割給付（上位所得対象者 7割給付） ・老人医療（一部負担金相当額等一部助成） 【87】・【88】・【89】・【90】 原則1割助成 <上位所得対象者 3割助成> （下記「自己負担額」を除く） | |
| 自己負担額の算定方法 | <p>医療費の自己負担相当額（医療費の1割相当額（ただし、上位所得者は3割負担相当額）と500円を比べて低い額 1医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円（月2日限度）。</p> | <p>変更ありません</p> <p>医療費の自己負担相当額（医療費の1割相当額（ただし、上位所得者は3割負担相当額）と500円を比べて低い額。 1医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円（月2日限度）は変更ありません。</p> | |

(資料5)【後期高齢者医療制度】老人医療(一部負担金相当額等一部助成) < > の取扱い



自己負担額

1 医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円(月2日限度) 算定方法

医療費の自己負担相当額 と500円を比べて低い額

1 医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円(月2日限度) 算定方法

医療費の自己負担相当額 と500円を比べて低い額

| | | 現行 | 平成20年4月診療以降 |
|---------|------------|--|--|
| 医療証の取扱い | | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・(老人保健法)医療受給者証 ・一部負担金相当額等一部助成証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・(後期高齢者医療制度)被保険者証 ・<u>老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証</u> 【87】・【88】・【89】・【90】 |
| | 請求事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・単独の診療報酬明細書により老人保健を請求。 なお、医保老健分は支払基金へ、また国保老健分は国保連合会へ提出。 ・一部負担金相当額等一部助成は、別様式「一部負担金相当額等一部助成請求書」を国保連合会へ提出。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月診療分からは「<u>老人医療(一部負担金相当額等一部助成)【87】・【88】・【89】・【90】との併用明細書</u>」を国保連合会へ提出。 なお、別様式「一部負担金相当額等一部助成請求書」による請求は廃止します。(詳細な取扱いは6、7頁を参照してください。) |
| 請求手続き | 給付(助成) | <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 原則9割給付(上位所得対象者 7割給付) ・一部負担金相当額等一部助成 原則1割助成(上位所得対象者 3割助成) | <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 原則9割給付(上位所得対象者 7割給付) ・<u>老人医療(一部負担金相当額等一部助成)</u> 【87】・【88】・【89】・【90】 原則1割助成 <上位所得対象者 3割助成> (下記「自己負担額」を除く) |
| | 自己負担額の算定方法 | <p>医療費の自己負担相当額(医療費の1割相当額(ただし、上位所得者は3割負担相当額))と500円を比べて低い額 1医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円(月2日限度)。</p> | <p>変更ありません</p> <p><u>医療費の自己負担相当額(医療費の1割相当額(ただし、上位所得者は3割負担相当額))と500円を比べて低い額。</u> 1医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円(月2日限度)は変更ありません。</p> |